

公認競技役員資格規程

第1条（目 的）

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、「本連盟」という）または加盟団体が主催または主管する水泳競技会（競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング（以下、「A S」という）・オープンウォータースイミング（以下、「O W S」という）・日本泳法）の公認競技役員に関する基準を定め、競技会が公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得させ、ひいては水泳競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

第2条（公認競技役員の種類と条件）

本連盟が公認する競技役員資格は、各競技種別に共通する公認競技役員と各競技種別における審判員とによって構成される。

1 公認競技役員

18歳以上（高校生を除く）の者で、本連盟または加盟団体が開催する公認競技役員資格取得講習会を受講し、適性を認められた者。

2 公認審判員（含む、公認テクニカルコントローラー）

上記公認競技役員の資格を保有した上で、各競技（競泳・飛込・水球・A S・O W S・日本泳法）の公認審判員規程に定める基準に従って資格を取得した者。資格取得にあたっては、本連盟または加盟団体が開催する2時間以上の公認審判員資格取得講習会を受講し各競技の専門的知識を習得し、実技研修を経なければならない。

3 公認競技役員資格取得（更新）講習会

資格取得講習会の内容について下記に定める。有資格者の更新講習も同様の内容とし、新規資格取得候補者と併せて講習を行うことを可とする。

科 目	内 容	時間
水泳一般 （共通）	国内・国際の水泳情勢 日本水泳連盟の組織・活動 競技役員の役割と心構え	2 時間

第3条（公認競技役員の任務）

公認競技役員は、本連盟または加盟団体の委嘱に基づき競技会運営に参加し、誠実にその任に当たるものとする。

委嘱は、原則として競技会ごとに行われるものとする。

第4条（公認競技役員の登録）

公認競技役員の資格を取得した者は、本連盟所定の登録申請書に所要事項を記入し、登録料とともに加盟団体を通じて、所定期日内に本連盟に登録しなければならない。

1 登録者に対し登録証を交付する。

2 登録料は4,000円とする。

第5条（登録の更新）

登録年より4年ごとに登録の更新をし、更新登録料を納めなければならない。

登録後、登録内容に変更（転居、改姓等）が生じた場合は、加盟団体を通じて本連盟に速やかに文書で報告しなければならない。

- 1 更新登録料については、登録料と同一とする。

第6条（研修の義務）

登録をしている公認競技役員は、本連盟または加盟団体が実施する講習会に、4年に1回以上参加するとともに競技会での実務を重ねるなど、研修に勤めなければならない。講習会の内容については、上記第2条の3で定めたものと同様とする。

第7条（資格の取消）

次の各項に該当するときは、公認競技役員の資格を取り消すことがある。

- 1 正当な理由なく委嘱された任務を怠った場合。
- 2 競技役員の名誉を傷つける行為があった場合。
- 3 正当な理由なく4年に1回の講習会への参加を怠った場合。

第8条（その他）

本連盟が制定した他の資格規程と重複している部分は、それぞれ免除項目を設ける事ができる。

第9条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規定は、1995（平成7）年4月1日から制定・施行する。
 - 2 本規定は、2010（平成22）年4月1日より一部改定施行する。
 - 3 本規定は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。
 - 4 本規程は、2023（令和5）年3月11日より一部改定施行する。
 - 5 本規程は、2024（令和6）年6月8日より一部改定施行する。
 - 6 本規程は、2025（令和7）年6月14日より一部改定施行する。